

丹波篠山市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る指導及び処分基準

違反項目	番号	違反内容	関係法令（水道法、政令、省令、市給水条例、市事業者規定）	処分内容	処分の根拠法令（水道法、市事業者規定）	指導方法等
指定要件違反	1	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 1 号 省令第 21 条第 1 項 規定第 5 条第 1 号	指導 指定取消し（指導に従わないとき）	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	速やかに休止届又は廃止届を提出するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取り消す。
	2	省令で定める機械器具を有しなくなったとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 2 号 省令第 20 条 規定第 5 条第 2 号	指導 指定取消し（指導に従わないとき）	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	速やかに欠けている機械器具を備え付けるよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取り消す。
	3	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者（法人の場合は役員）として省令で定めるものに該当することが判明したとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イ 規定第 5 条第 3 号ア	指導 指定取消し（指導に従わないとき）	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	指定工事事業者が法人の場合は、欠格条項に該当した役員を他の者に変更するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取り消す。
	4	破産手続の決定を受けた（法人の場合は役員）ことが判明したとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ロ 規定第 5 条第 3 号イ	指導 指定取消し（指導に従わないとき）	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	指定工事事業者が法人の場合は、欠格条項に該当した役員を他の者に変更するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取り消す。
	5	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行をうけることがなくなった日から 2 年を経過しない者（法人の場合は役員）であることが判明したとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ハ 規定第 5 条第 3 号ウ	指定取消し	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	
	6	指定を取消しされ、その取消しの日から 2 年を経過しない者（法人の場合は役員）であることが判明したとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ニ 規定第 5 条第 3 号エ	指定取消し	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	
業務に関する不正又は不誠実な行為	7	無断通水、メーターの不正使用等をしたとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ 規定第 5 条第 3 号オ	指定停止 6 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	再犯（2 年以内）又は悪質であると判断できるときは欠格要件に該当するとみなし、指定を取消す。
	8	道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ 規定第 5 条第 3 号オ	指定停止 3 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	再犯（2 年以内）の場合は欠格要件に該当するとみなし、指定を取消す。
	9	施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ 規定第 5 条第 3 号オ	指定停止 3 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	
	10	施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は損害を与えたとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ 規定第 5 条第 3 号オ	指定停止 6 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	
	11	承認を受けないで工事を施工したとき、又は工事完成後検査を受けなかったとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ 規定第 5 条第 3 号オ	指定停止 6 月以下	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	
	12	指示又は指導に従わないとき	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ 規定第 5 条第 3 号オ	指定取消し	法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号 規定第 8 条第 2 号	

	13	その他の違反行為	法第25条の3第1項第3号ホ 規定第5条第3号オ		法第25条の11第1項第1号 規定第8条第2号	違反行為の程度により処分を決定する。 再犯(2年以内)又は悪質と判断できるときは、欠格要件に該当するとみなし、指定を取消す。
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	14	主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき	法第25条の4第2項 規定第12条第3項	指導 指定取消し(指導に従わないとき)	法第25条の11第1項第3号 規定第8条第4号	速やかに選任届又は解任届を提出するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取消す。
	15	一つの事業所の主任技術者が他の事業所からも選任され、その職務に支障があるとき	省令第21条第3項 規定第12条第4項	指導 指定取消し(指導に従わないとき)	法第25条の11第1項第2号 規定第8条第4号	速やかに該当する主任技術者の兼任を解き、解任届を提出するよう該当する事業所に対して指導する。 指導に従わない場合は指定を取消す。
	16	主任技術者が欠けた場合で14日以内に新たな主任技術者を選任し届出をしないとき	省令第21条第2項 規定第12条第2項	指導 指定取消し(指導に従わないとき)	法第25条の11第1項第2号 規定第8条第4号	速やかに主任技術者を選任し届け出る又は休止届を提出するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取消す。
届出義務違反	17	事業所の名称及び所在地等の変更があった場合で30日以内に届出をしないとき	法第25条の7 省令第34条 規定第7条第2項	指導 指定取消し(指導に従わないとき)	法第25条の11第1項第3号 規定第8条第3号	速やかに変更届を提出するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取消す。
	18	事業の廃止又は休止をした場合で30日以内に届出をしないとき	法第25条の7 省令第35条 規定第7条第3項	指導 指定取消し(指導に従わないとき)	法第25条の11第1項第3号 規定第8条第3号	速やかに廃止届又は休止届を提出するよう指導する。 指導に従わない場合は指定を取消す。
	19	休止していた事業を再開した場合で10日以内に届出をしないとき	法第25条の7 省令第35条 規定第7条第3項	指定取消し	法第25条の11第1項第3号 規定第8条第3号	判明した時点で指定を取消す。
事業の運営義務違反	20	給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき  ※給水装置工事とは給水装置の新設、改造、修繕とする。	法第25条の8 省令第36条第1項 規定第13条第1号	指導 指定取消し(指導に従わないとき)	法第25条の11第1項第4号 規定第8条第5号	速やかに主任技術者を指名するよう指導する。 正当な理由無く指導に従わない場合は指定を取消す。
	21	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の以上を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき	法第25条の8 省令第36条第2項 規定第13条第2号	指導 指定取消し(指導に従わないとき)	法第25条の11第1項第4号 規定第8条第5号	速やかに技能者の従事又は技能者に監督させるよう指導する。 正当な理由無く指導に従わない場合は指定を取消す。

		※適切に作業を行うことができる技能を有するものは市規程第4条の2第1項第3号による届出に記載の者をいう。				
	22	承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事（水道メーター2次側の工事を除く）を施行したとき	法第25条の8 省令第36条第3項 条例第9条第2項 規定第13条第3号	指定停止6月以下 指定取消し（指示に従わないとき）	法第25条の11第1項第4号 規定第8条第5号	適合するよう補正工事を指示したうえで停止期間を定める。 指示に従わない場合は指定を取消す。
	23	研修機会の確保をしなかったとき	法第25条の8 省令第36条第4項 規定第13条第4号	文書注意	法第25条の11第1項第4号 規定第8条第5号	
	24	政令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき	法第25条の8 政令第5条 省令第36条第5項イ 規定第13条第5号ア	指定停止6月以下 指定取消し（指示に従わないとき）	法第25条の11第1項第4号 規定第8条第5号	基準に適合するよう補正工事を指示したうえで停止期間を定める。 指示に従わない場合は指定を取消す。
	25	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	法第25条の8 省令第36条第5項ロ 規定第13条第5号イ	指定停止3月以下 指定取消し（指示に従わないとき）	法第25条の11第1項第4号 規定第8条第5号	適正な機械器具の使用と備え付けを指導したうえで停止期間を定める。 指導に従わない場合は指定を取消す。
	26	施行した給水装置工事（省令13条に規定する給水装置工事の軽微な変更を除く）ごとの工事記録を作成させなかったとき。又は当該記録を3年間保存しなかったとき	法第25条の8 省令第36条第6項 規定第13条第6号	指定停止3月以下 指定取消し（指導に従わないとき）	法第25条の11第1項第4号 規定第8条第5号	記録の作成、保存を指導したうえで停止期間を定める。 指導に従わない場合は指定を取消す。
工事施行に関する義務違反	27	給水装置工事の検査の際、求めに対し、正当な理由なく主任技術者を検査に立ち合わせないとき	法第25条の9 規定第14条	指定停止3月以下 指定取消し（指導に従わないとき）	法第25条の11第1項第5号 規定第8条第6号	指導したうえで停止期間を定める。 指導に従わない場合は指定を取消す。
	28	施行した給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	法第25条の10 規定第15条	指定停止3月以下 指定取消し（指導に従わないとき）	法第25条の11第1項第6号 規定第8条第7号	指導したうえで停止期間を定める。 指導に従わない場合は指定を取消す。
	29	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき		指定停止6月以下 指定取消し（指示に従わないとき）	法第25条の11第1項第7号 規定第8条第8号	現状復旧を指示したうえで停止期間を定める。 指示に従わない場合は指定を取消す。
不正申請	30	不正の手段により指定を受けたとき		指定取消し	法第25条の11第1項第8号 規定第8条第1号	判明した時点で指定を取消す。